

令和5年8月1日

保護者 様

舞鶴市教育委員会 教育長  
舞鶴市立城南中学校長

### 夏季休業中における熱中症対策のさらなる強化について

平素より、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、猛暑により国内では熱中症による事故が連日のように起こっている状況です。

つきましては、夏季休業中の部活動等において、児童生徒の安全を守るために「熱中症対策ガイドライン」を再度確認し適切に対応できるようにするとともに、実施の可否につきましては、一定基準を設けることといたしました。

下記のとおり熱中症対策を講じてまいりますので、急な変更でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 運動部活動等で運動する場合は、環境省「熱中症予防情報サイト」に掲載されている暑さ指数（WBGT）に基づいて、前日 17 時時点で実施の可否を判断します。（**暑さ指数 31 以上の場合は、原則運動は禁止**）中止する場合は、コドモン等で速やかに連絡させていただきます。
- 2 当日も上記の「熱中症予防情報サイト」で熱中症警戒アラートの「危険」が発表された場合は、活動を停止したり内容を変更したりして、生徒の安全を確保します。
- 3 登下校においても熱中症が発生していることから、生徒の安全に配慮します。
- 4 文化部や学習会など運動を伴わない活動、冷房が配備されているなど適切な気温が保たれる環境下で行われる活動、また、大会前でどうしても部活動を停止できない場合など、個々の状況に対しては、熱中症の危険を回避する手立てを講じた上で、実施する場合があります。